

行政書士講座

体験講義③

民法入門

資格の大原



1 民法とは

1. はじめに

「民法」は、私人と私人との関係を規律する法律です。

例えば、民法では、売買契約に関する規定や賃貸借契約に関する規定を学習します。民法は、私たちの日常生活に関わる法律と考えてよいでしょう。

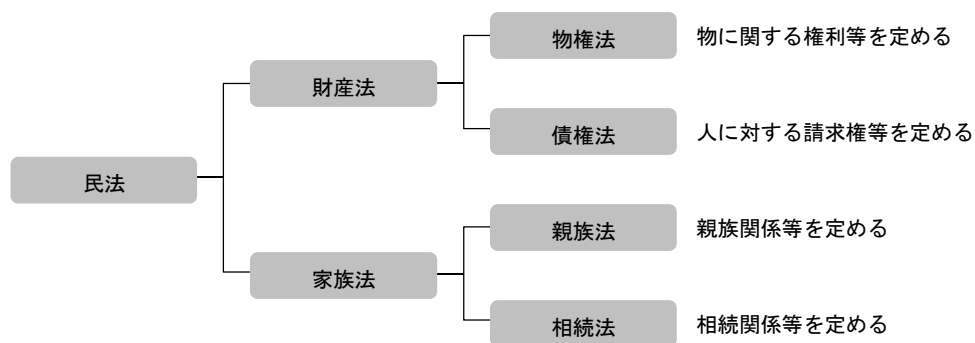
2. 民法典の構成

また、民法は、財産に関する権利関係を規律する部分（財産法）と、身分関係を規律する部分（家族法）に分けることができます。

民法典は、第1編「総則」、第2編「物権」、第3編「債権」、第4編「親族」、第5編「相続」からなっています。このうち、物権と債権が「財産法」、親族と相続が「家族法」（身分法）です。

なお、総則では、主として財産法の通則を定めていますが、家族法上の行為についても適用される場合があります。

図1 民法典の構成



2 物権と債権

1. 物権とは

(1) はじめに

物権とは、物に関する権利をいいます。この物権に関して学習するのが、物権法と呼ばれる分野です。

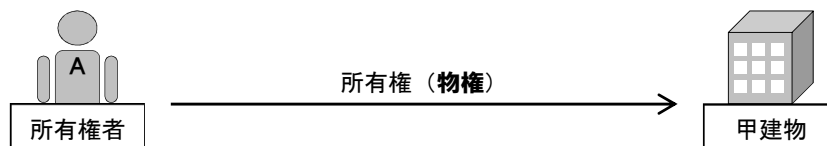
Aが甲建物を所有している場合や、Bが乙自動車を所有している場合が物権法で学習する内容の典型例です。

(2) 具体例

そして、「Aが甲建物を所有していること」や「Bが乙自動車を所有していること」を表すのが、所有権という物権です。所有権は、対象となっている物の使用・収益・処分を認める物権です（民法 206 条）。

例えば、甲建物の所有権を有するAは、甲建物に住むことも（使用）、甲建物を人に貸して賃料を得ることも（収益）、甲建物を売却することも（処分）、原則として、自由にすることができます。

図2 物権とは



2. 債権とは

(1) はじめに

債権とは、人に対してある行為を請求する権利をいいます。この債権に関して学習するのが、債権法と呼ばれる分野です。

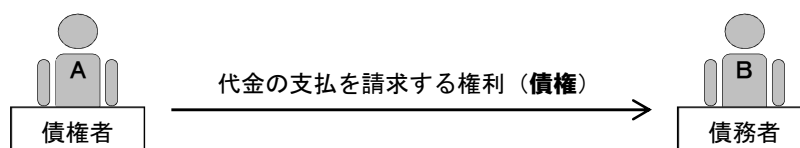
AがBに対して代金の支払を請求する場合が、債権法で学習する内容の典型例です。

(2) 債権者と債務者

そして、債権を有する者のことを**債権者**といいます。また、債権の内容（一定の行為をすること）を実現する義務を負う者のことを**債務者**といいます。

例えば、AがBに対して代金の支払を請求する場合、Aのことを債権者といい、Bのことを債務者といいます。

図3 債権とは



3 契約の成立

契約は、原則として、申込みと承諾の意思表示が合致すれば、代金の支払や目的物の引渡しがなくとも成立する（諾成契約）。

例えば、AがBに対して「自己所有の甲土地を1億円で買わないか」という申込みを行い、Bがこれを承諾して、売買契約を締結したとする。この場合、売買契約は、売主Aの申込みの意思表示と、買主Bの承諾の意思表示が合致することによって成立する。

なお契約書は、原則として、契約の成立及びその内容等を証拠づけるだけで、契約の成立要件ではない。

2

意思表示

1 はじめに

意思表示とは、簡単に言ってしまうと、意思を外部に表示することをいいます。

例えば、心の中で「このマンゴーを買いたい」と思った場合に、「このマンゴーを売ってください」と相手方に表示するのが、意思表示です。

民法には、意思表示に問題がある場合に関する規定があります。具体的には、「心裡留保」「虚偽表示」「錯誤」「詐欺による意思表示」「強迫による意思表示」です。

2 心裡留保

心裡留保とは、意思表示をした者（表意者）が、意思と表示の不一致を知りながら行った意思表示をいいます。

例えば、「BがAに対して『あなたが所有する甲土地を売ってくれませんか。』と申し込んだところ、AはBに対して売る意思がないにも関わらず『いいですよ、お売りしましょう。』と承諾した」という事案におけるAの意思表示が心裡留保です。

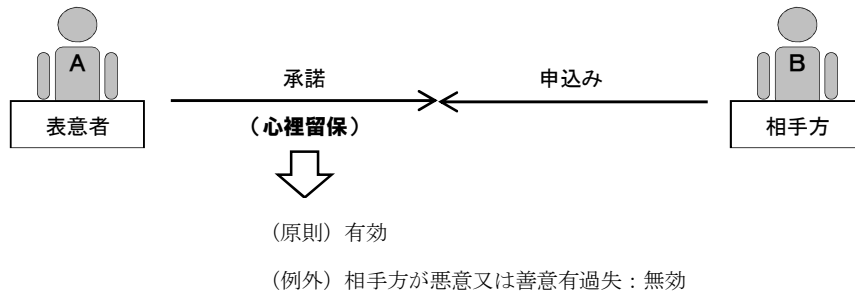
民法は、「意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。」（民法 93 条 1 項）と規定しています。

心裡留保による意思表示は、相手方を保護する必要性が高いため、原則として**有効**です。

ただし、相手方が**悪意**（真意でないことを知っている）又は**善意有過失**（真意でないことを不注意によって知らなかった）のときは、**無効**となります。

この例では、Aの意思表示は、原則として有効ですが、相手方Bが、表意者Aに売る意思がないことを知っていたとき（悪意）、又は不注意によって知らなかったとき（善意有過失）は無効となります。

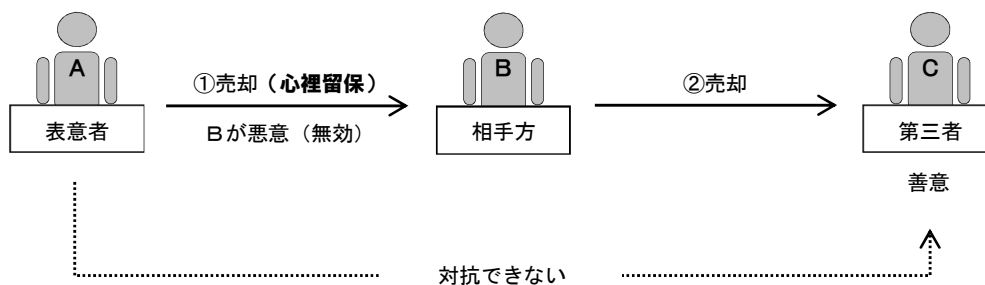
図4 心裡留保①



また、心裡留保による意思表示は、相手方が悪意又は善意有過失のときは、無効となりますが、意思表示が最初からなかったことになると、無権利者である相手方から権利を取得することはできないはずですが、民法は、心裡留保による意思表示で相手方が悪意又は善意有過失のときの無効は、**善意の第三者に対抗(主張)することはできない**として、善意の第三者を保護しています。

先程の事案で、相手方である悪意のBが、事情を知らない第三者C(善意の第三者)に甲土地を売却したときは、A・B間の売買契約が無効であることには変わりはありませんが、表意者Aは、善意の第三者Cに対して、A・B間の売買契約が無効であることを対抗(主張)することができません。

図5 心裡留保②



3 虚偽表示

虚偽表示とは、2人以上の者が互いに示し合わせてする（通謀）虚偽の意思表示をいいます。

例えば、「Aが、自己所有の甲土地について、財産隠しのため、Bと通謀してBに売却することを申込み、Bがこれを承諾したことにした（仮装譲渡）」という事案におけるA及びBの意思表示が虚偽表示です。

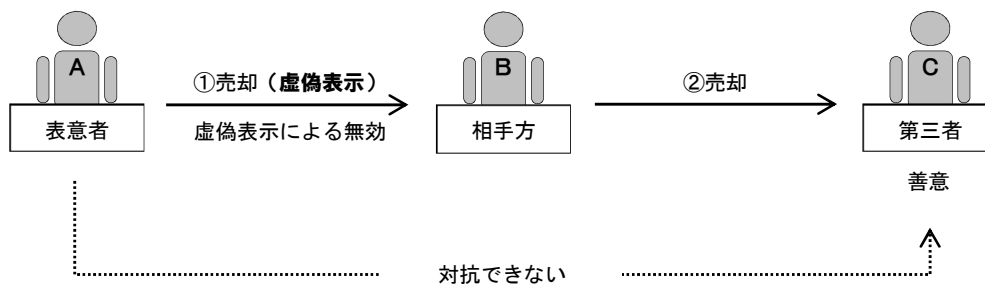
民法は、「相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする」（民法94条1項）、「前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない」（民法94条2項）と規定しています。

虚偽表示による意思表示は、保護すべき相手方がいないので、原則として**無効**です。

また、意思表示が最初からなかったことになると、無権利者である相手方から権利を取得することはできないはずですが、しかし、民法は、虚偽表示による無効は、**善意の第三者に対抗（主張）することはできない**として、善意の第三者を保護しています。

この例で、相手方Bが、事情を知らない第三者C（善意の第三者）に甲土地を売却したときは、A・B間の売買契約が無効であることに変わりはありませんが、表意者Aは、善意の第三者Cに対して、A・B間の売買契約が無効であることを対抗（主張）することができません。

図6 虚偽表示



4 錯誤

意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その**錯誤**が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、**取り消す**ことができます（民法 95 条 1 項、2 項）。

- ① 意思表示に対応する意思を欠く**錯誤**
- ② 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が**真実**に反する**錯誤**（その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限る）

上記①の**錯誤**は、「**表示の錯誤**」と呼ばれるもので、意思と表示の不一致を表意者が知らずに意思表示を行った、というものです。

例えば、「メロンパンを買うつもりだったのに、カレーパンを手に取り、『これください。』と言ってしまった」という事案や、「100 ドルで売るつもりが『100 円』と書き間違えた」という事案における意思表示がこれにあたります。

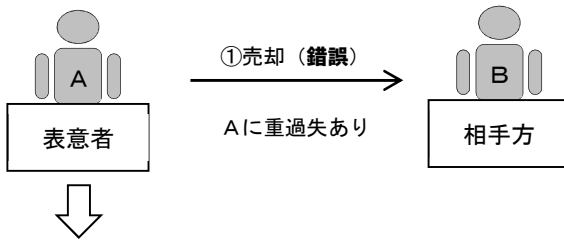
また、上記②の**錯誤**は、「**動機の錯誤**」と呼ばれるもので、意思と表示に不一致はないものの、意思決定をする際の動機について誤解があった、というものです。

例えば、「テレビが壊れたものと誤解して新品を買う」という事案や、「電車の駅が新設されると誤解して付近の土地を買う」という事案における意思表示がこれにあたります。

これらの「**表示の錯誤**」や「**動機の錯誤**」による意思表示（**動機の錯誤**については、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたとき）があった場合、その**錯誤**が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、**取り消す**ことができます。

ただし、**錯誤**が表意者の**重大な過失**によるものであった場合には、①相手方が表意者に**錯誤**があることを知り、又は**重大な過失**によって知らなかったとき、②相手方が表意者と同一の**錯誤**に陥っていたとき、を除き、**錯誤**による意思表示を**取り消す**ことができません（民法 95 条 3 項）。

図7 錯誤①



(原則) Aは意思表示を取り消すことができない

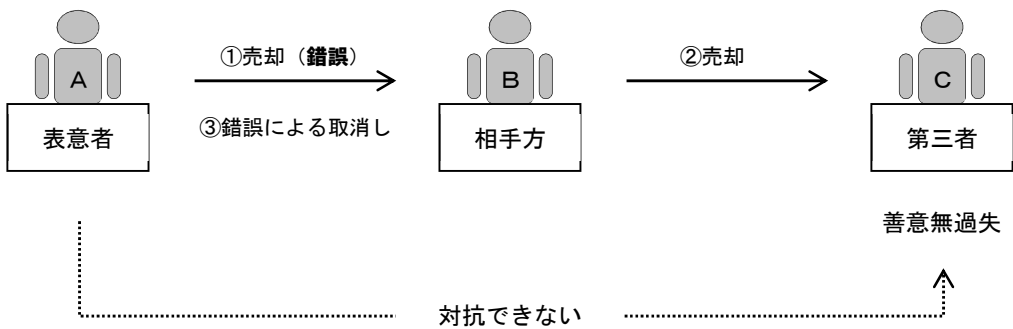
(例外) ①BがAの錯誤につき悪意又は重過失

②相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき

→ Aは意思表示を取り消すことができる

また、民法は、錯誤による意思表示の取消しは、善意無過失の第三者に対抗（主張）することはできないとして、善意無過失の第三者を保護しています（民法95条4項）。

図8 錯誤②



5 詐欺による意思表示

詐欺による意思表示とは、だまされた状態で行った意思表示をいいます。

例えば、「Aが、Bからだまされて『甲土地を売ります。』と言ってしまった」という事案におけるAの意思表示が、詐欺による意思表示です。

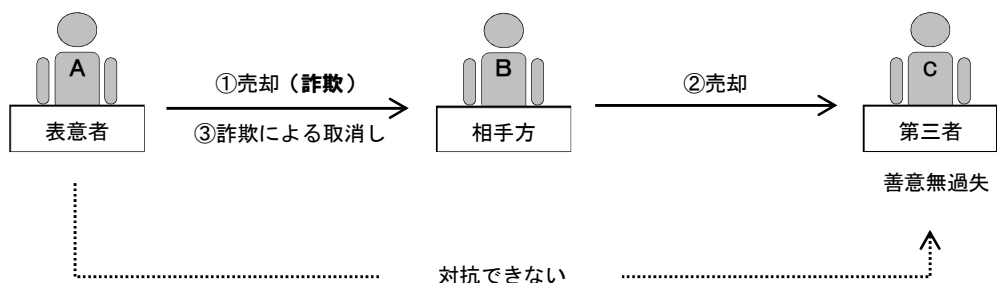
民法は、「詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる」（民法 96 条 1 項）、「前 2 項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない」（民法 96 条 3 項）と規定しています。

詐欺による意思表示は、表意者保護の必要性が高いため、原則として取り消すことができます。

また、錯誤と同様、民法は、詐欺による取消しは、善意無過失の第三者に対抗（主張）することはできないとして、善意無過失の第三者を保護しています。

この例で、相手方Bが、過失なく事情を知らない第三者C（善意無過失の第三者）に甲土地を売却したときは、表意者Aは、善意無過失の第三者Cに対して、相手方Bの詐欺を理由とするA・B間の契約の取消しを主張（対抗）することはできません。

図 9 詐欺



6 強迫による意思表示

強迫による意思表示とは、おどされた状態で行った意思表示をいいます。

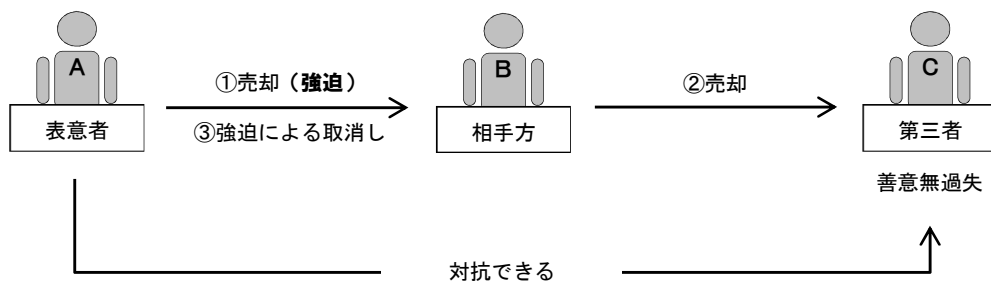
例えば、「Aが、Bからおどされて『甲土地を売ります。』と言ってしまった」という事案におけるAの意思表示が、強迫による意思表示です。

民法は、「詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる」（民法 96 条 1 項）と規定しています。

強迫による意思表示は、表意者保護の必要性が高いため、**取り消す**ことができます。

また、錯誤や詐欺と異なり、強迫による取消しは、より表意者保護の必要性が高いため、**善意無過失の第三者に対抗（主張）**することができるとされています。

図 10 強迫

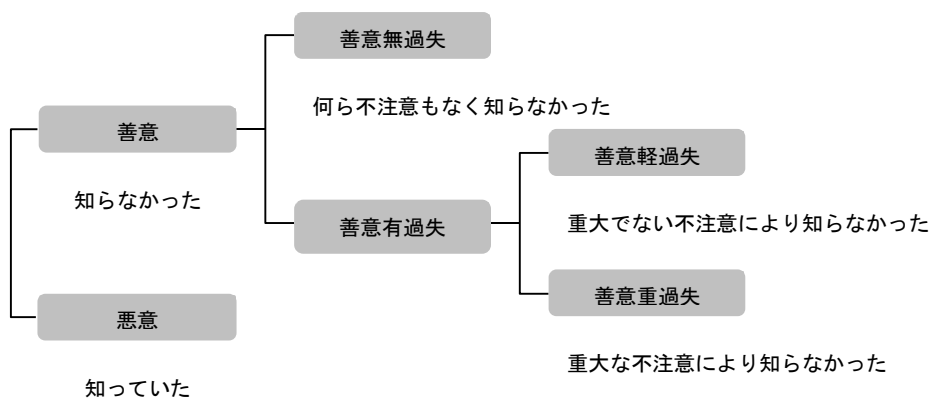


1 善意・悪意・過失

ある事情を知らないことを善意といい、知っていることを悪意という。

過失とは、不注意のことをいう。不注意がないことを無過失、不注意の程度が軽いものを軽過失、不注意の程度が重いものを重過失という。

図 11 善意・悪意、過失の分類



2 無効・取消し

無効とは、法律行為の効力が初めから生じていないことをいう。

取消しとは、いったん生じた法律行為の効力を、はじめにさかのぼって無効とすることをいう。